

豊橋市資源化センター余熱利用施設 整備・運営事業 入札公告に関する質問に対する回答

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
1	入札説明書	1	2	4	—	事業の概要	不動産取得税や登録免許税の事業者への課税はないと考えてよろしいでしょうか。	事業者が、事業契約書(案)の定めに従い、市に対して施設を引き渡した場合は、不動産取得税は課税対象外になるものと考えてください。 なお、契約の定めに従い、市に対して施設を引き渡したにも関わらず、不動産取得税が課税された場合は、市がその費用を負担いたします。 また、登録免許税は発生しません。
2	入札説明書	2	2	4	(2)	維持管理業務及び運営業務	事業者の実施する業務として「修繕業務」の記載がありますが、大規模修繕業務は対象外と考えてよろしいでしょうか。また大規模修繕について定義がありましたらご教示をお願いいたします。	本事業においては修繕業務と大規模修繕業務を特に区別していません。大規模であるか否かに関わらず要求水準書に示す水準を満足するために必要な修繕業務を実施してください。
3	入札説明書	2	2	7	—	選定事業者の収入	サービス購入費 I は、「設計業務及び建設業務に係る対価」とありますが、様式 6-2 の脚注に「※6 元金の合計は、様式 6-4 の総額と一致するようにしてください」と記載されており、様式 6-4 の総額は施設整備費と創業費・開業費の合計となっています。 また、様式 6-2、様式 6-3-a、様式 6-4 から判断すると、サービス購入費 I は、設計業務及び建設業務に係る対価だけではなく、施設整備費（調査・設計費＋建設工事費）、創業費・開業費、割賦手数料から構成されるものと考えられますが、このように理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 サービス購入費 I は、施設整備費に創業費・開業費を加えた金額を元金として、それに割賦手数料を加算したものとなります。
4	入札説明書	3	3	2	—	選定の手順及びスケジュール	入札説明書等に関する質問の受付は、今回(4/25 締切) 1 回限りなのでしょうか。 今後、入札までの間、事業者として一層の精緻な検討や提案書の作成、コストの積算等を行っていく中で、新たな疑問点、より詳細な質疑などが生じる可能性が非常に高いものと思われます。 例えば、資格確認通知後に、有資格グループの構成員のみを対象とした第 2 回目質問回答の機会を是非とも設けていただきたく存じます。	第 2 回目の質問回答は実施いたしません。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
5	入札説明書	4	3	3	(3)	業務に当たる者の参加資格要件	建設業務をJVで施工する場合、1社が参加資格要件を満たせばよいとの考えで宜しいでしょうか。 また、その場合構成員となれるとの解釈で宜しいでしょうか。	JVで建設業務を実施することはできず、構成員にはなれません。また、質問No.7に対する回答もご参照ください。
6	入札説明書	4	3	3	(3)	業務に当たる者の参加資格要件	建設工事のうち設備工事を希望する場合、建築一式工事を電気工事もしくは管工事と読み替ればよいとの考えで宜しいでしょうか。	建設受託構成員に求められる資格は、「建築一式工事」であり、電気工事若しくは管工事との読み替えはできません。
7	入札説明書	4	3	3	(3)	業務に当たる者の参加資格要件	同一業務において、複数の者が担当する場合、少なくとも1企業が参加資格要件を満たしていれば良いと考えて宜しいですか。	参加資格要件を満たしていなければSPC構成員にはなれないものをご理解ください。なお、同一業務を複数の企業で実施する場合の例としては、下記のようなケースが想定されます。 ① 参加資格要件を満たす複数の企業が、各々SPCの構成員として業務を分担する場合 ② 主たる業務は参加資格要件を満たす企業がSPCの構成員として実施し、その他の業務は構成員以外の第三者にSPCから外注する場合
8	入札説明書	4	3	3	(3)	業務に当たる者の参加資格要件	工事監理担当者について、資格要件はないのでしょうか。	法令上の資格要件を満たせば、市としてそれ以上の条件を求めるものではありません。
9	入札説明書	4	3	3	(3)	業務に当たる者の参加資格要件	維持管理企業及び運営企業の「直近2カ年の税金の完納」は、様式2-9の付属資料④・⑤を直近1カ年分、付属資料⑥・⑦を直近2カ年分添付することで示すと理解してよろしいでしょうか。	法人税及び消費税を含め税金に関しては直近2カ年の完納を証明する必要があります。ただし、様式2-9の脚注に記載のとおり、④法人税及び⑤消費税は、納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）1通にて提出が可能です。
10	入札説明書	4	3	3	(3)	業務にあたる者の参加資格要件	ヒヤリングの日時は後日連絡とありますが、参加人員・説明方法・模型の使用等の様式を開示をお願いします。	概ね下記を想定しておりますが、詳細については後日改めて連絡します。 参加人数：1グループ10名程度 説明方法：提案書類を使ったプレゼン（模型等を含め新たな追加補足資料は認めない） 時 間：プレゼン30分程度、質疑応答30分程度

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
11	入札説明書	4	3	3	(3)	業務にあたる者の参加資格要件	《 維持管理企業 》 ①プール施設について1年以上の維持管理実績を有していることとありますが、維持管理業務内容は、要求水準書の20ページ維持管理業務に係る要求水準(2)業務区分の項目①～⑨のことですか？	要求水準書の①～⑨の区分は業務の要求水準を定義するうえで便宜的に区分したものであり、参加資格要件と直接の関係はありません。 維持管理業務を担う SPC 構成員に求める資格要件は、本事業において中心的要素となるプール施設に関して、当該施設の性能や機能維持に資する業務（プール槽の補修やろ過装置のメンテナンス等）を行った実績を有しているか否かです。
12	入札説明書	5	3	4	(3)	業務にあたる者の参加資格要件	「維持管理企業と運営企業の参加資格において①プール施設について1年以上の維持管理実績を有すること」とありますが民間施設における維持管理・運営実績でも良いのでしょうか。民間施設における維持管理・運営実績でも良いとすれば（様式2-7）及び（様式2-8）における入札参加資格要件確認書にある受注実績を証明する契約書の写しが提出できない場合の証明はどのようにすればよいのでしょうか。	維持管理実績については、民間施設の実績であっても構いません。契約書の写しの提出ができない場合は、様式2-7及び様式2-8の脚注に示すとおり、事業者の任意の様式にて契約実績リストを作成しご提出ください。なお、契約実績リストを提出された場合は、内容の確認をさせていただくことがあります。
13	入札説明書	5	3	3	(5)	構成員の変更	「市がやむを得ないと判断したとき」とはどのような場合か、ご教示をお願いいたします。	企業の合併等を想定しています。
14	入札説明書	8	3	4	(4)	②入札書類の作成方法	設計図の作成にあたり引き出し線を使い、簡単な説明提案を記入してよいのでしょうか。	形状や寸法等の判別に支障がない範囲であれば簡単な説明の記入は認めます。
15	入札説明書	8	3	4	(4)	②入札書類の作成方法	提案書に応募企業名の記述は禁止されていますが、協力企業の名称の記述は可能でしょうか。	事業計画に係る提案に関する提出書類を除き、提案書類への企業名（構成員以外の SPC からの外注予定先企業も含む）の記述は不可とします。なお、本事業において協力企業の定義はありません。
16	入札説明書	8	3	4	(4)	②入札書類の作成方法	設計・建設・維持管理・運営に係る提案に関する提出書類について、「企業名を特定又は類推可能な記載は不可」とありますが、正(1部)・写(14部)に共通して不可ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	入札説明書	8	3	4	(4)	②入札書類の作成方法	様式5-5～5-12、様式6-7について、枠を外して提案内容を記入してよろしいのでしょうか。その際、左右・上下の余白設定について制限（条件）がございましたら、ご提示ください。	上下左右の余白の設定は任意ですが、提案内容は、様式に示した枠の中にご記入ください。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
18	入札説明書	9	3	4	(4)	②入札書類の作成方法 (ウ)事業計画にかかる提案に関する提出書類	「上限枚数を遵守」とありますが、提案書のいかなる付属資料・補足資料の添付も認められないものと理解してよろしいでしょうか。	様式 6-1 (資金調達に関する提案書)、様式 6-4 (施設整備費内訳書)、様式 6-5 (維持管理運営費内訳書)、に係る補足資料以外の添付は認めません。
19	入札説明書	9	3	4	(4)	②入札書類の作成方法 (ウ)事業計画にかかる提案に関する提出書類	「事業計画に係る提案に関する提出書類については応募企業(応募グループ)名等の記載は可」とありますが、正(1部)・写(14部)に共通して可ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	9	3	4	(4)	②入札書類の作成方法 (ウ)事業計画にかかる提案に関する提出書類	【営業収益】の<営業収益項目の内訳>のうち、サービス購入費Ⅱは、修繕費相当額も含めて完全平準化、つまり貴市から事業者への支払いは毎年度(毎回)同額となるのでしょうか。	サービス水準未達に伴う減額や物価変動等による改定等の場合を除き、基本的にはご理解のとおりです。
21	入札説明書	10	3	4	(4)	②入札書類の作成方法 (ウ)事業計画に係る提案に関する提出書類	【営業費用】の<営業費用項目の内訳>のうち、営業費用C「繰延資産償却」は、様式 6-4 にいう「創業費・開業費」の金額を計上するという理解で宜しいでしょうか。 また、償却期間は5年間として宜しいでしょうか。	創業費・開業費を含め様式 6-4 に記載した金額の総額が、様式 6-2 の元金の合計と同額となるように記載してください(つまり、創業費・開業費は割賦債権に含みます。) なお、様式 6-3-a の営業費用 C の欄の「繰延資産償却」には、創業費・開業費とは別に SPC に繰延資産を計上する必要がある場合に記載してください(該当しなければ空欄でも構いません)。なお、繰延資産償却を計上する場合の償却期間及び償却額については、商法上の定めに従って事業者にて適切に設定してください。
22	入札説明書	10	3	4	(4)	②入札書類の作成方法 (ウ)事業計画に係る提案に関する提出書類	営業費用 A は、労務費等 person 費的要素によって構成されるものを記載することとなっておりますが、これは SPC にプロパーの人材を雇用することを想定されているのでしょうか。 SPC 自体は雇用せず、各種業務を担当企業に委託して実施する場合、「労務費」を計上せず、「委託費」として計上してよろしいでしょうか。	前段のご質問については、SPC で直接人材を雇用する場合は、営業費用 A に計上して構いませんが、必ずしも SPC による直接雇用者が必要なわけではありません。後段のご質問についてはご理解のとおりです。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
23	入札説明書	10	3	4	(4)	②入札書類の作成方法 (ウ)事業計画に係る提案に関する提出書類	<営業費用の分類>で、営業費用Aは人件費、営業費用Bは物件費を主体として分類されていますが、本事業における維持管理業務及び運営業務はSPCを通じて構成員に委託されます。こうした場合には構成員に対する委託費用を営業費用A、営業費用Bに分解して計上すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、質問No.230 に対する回答もご参照ください。
24	入札説明書	10	3	4	(4)	②入札書類の作成方法 (ウ)事業計画に係る提案に関する提出書類	<営業費用項目の内訳>における労務費とは、SPCの直接雇用者に対する人件費と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、必ずしも SPC による直接雇用者が必要なわけではありません
25	入札説明書	10	3	4	(4)	②入札書類の作成方法 (ウ)事業計画に係る提案に関する提出書類	<営業費用項目の内訳>における一般管理費とは人件費、物件費に分解する必要は無いと理解してよろしいでしょうか。	一般管理費を人件費的要素と物件費的要素に分けて計上するかどうかは事業者の裁量とします。例えば一般管理費に占める物件費の割合が小さい場合には、一般管理費の全てを営業費用 A に計上しても構いませんが、提案時点での営業費用の分類が将来のサービス購入費の改定のベースとなりますので、その点にご留意ください。
26	入札説明書	10	3	4	(4)	②入札書類の作成方法 (ウ)事業計画に係る提案に関する提出書類	<営業費用項目の内訳>の中に営業費用 B として水道光熱費が有ることから、水道光熱費は事業者負担であることを理解しますが、資源化センターの計画停止(年間80日)が超過した場合の水道光熱費の増加分は市が負担するとの解釈でよろしいですか。 また、その算定方法の明示をお願いします。	事業者の責めによる以外の蒸気供給の計画外停止時のコスト負担の考え方については事業契約書(案)別紙 11 をご参照ください。
27	入札説明書	11	3	4	(4)	③入札に当たっての留意事項 (エ)入札金額の記載等	「基準金利は、運営開始日の3開庁日前・・・」とありますが、開庁日とは本施設の開庁日と理解してよろしいでしょうか。また当該日が市場休業・閉鎖の日であればどのように日を設定されるのかご教示をお願いいたします。	開庁日とは、豊橋市役所の開庁日です。なお、当該日が市場休業や閉鎖の場合には、当該日以降最初に市場が開場する日とします。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
28	入札説明書	12	3	4	(4)	③入札にあたっての留意事項 (キ)入札保証金及び契約保証金	「建築工事費相当額・・・の10%以上に相当する金額」とありますが、ここでいう建築工事費相当額とは、様式6-4の総額(施設整備費と創業費・開業費の合計額)と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	入札説明書	13	3	6	(2)	特別目的会社の設立	協力企業の出資を認めて頂きたい。	出資はSPCの構成員に限ります。 なお、本事業においては協力企業という概念はありません。
30	入札説明書	13	3	6	(2)	特別目的会社の設立	設立する特別目的会社の所在地に制限はありますでしょうか。	事業契約書(案)第79条に示すとおり、事業者の所在地は豊橋市内とします。
31	入札説明書	13	3	6	(3)	事業契約の締結	事業契約締結までに履行保証保険に加入することは極めて困難ですので、事業契約締結の直後で容認いただけないでしょうか。	事業契約締結までに履行保証保険に加入する必要があります。
32	入札説明書	14	4	1	—	債務負担行為	平成16年11月22日公表の質問回答No.2でサービス価格の上限額の公表については検討中とありますが、今回の資料では公表されておりません。公表をお願いできませんでしょうか	予定価格の公表はしませんが、債務負担行為として、「4,862,000千円に金利変動及び物価変動による増減額を加算した額」を設定しております。 これは平成34年度までの支出予定額(サービス購入費)の限度額を定めたもので消費税及び地方消費税が含まれております。
33	入札説明書	14	4	1	—	債務負担行為	「4,862,000千円」は消費税込みの金額と理解して宜しいでしょうか。 また、この金額は入札予定価格と同額でしょうか。同額でない場合、入札予定価格は公表されないのでしょうか。 公平な競争に資するため、また、PFI法の趣旨に鑑み、入札予定価格は是非とも公表いただきたく存じます。	質問No.32に対する回答をご参照ください。
34	要求水準書	1	1	2	4	設計業務及び建設業務	安全祈願祭、起工式、竣工式等は実施する必要がありますか。 実施する場合の費用は計上する必要がありますか?	安全祈願祭、起工式、竣工式等の実施は事業者の任意です。
35	要求水準書	1	1	2	5	事業期間	期間の終了が平成19年9月となっており、1ヶ月の猶予がありますが、これも提案でしょうか。	平成19年10月1日に施設の運営が開始できるよう9月中に施設の引渡しを完了してください。なお、施設引渡し可能日(予定)については、様式5-4(工程表)にてご提案ください。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
36	要求水準書	2	1	2	6	施設の管理	指定管理者の指定時期はいつ頃の予定かご教示をお願いいたします。また、事業期間15年間に対し、指定管理者の委託期間を何年とするか、ご教示をお願いいたします。	今のところ事業契約締結の定例市議会と併せて指定管理者に指定することを想定しています。また、指定管理者の指定期間は要求水準書1.2.5「事業期間」に示す、維持管理・運営期間とする予定です。
37	要求水準書	2	1	2	6	施設の管理	事業者として選定された後、指定管理者として指定予定とありますが、PFI事業者と指定管理者の指定の違いをご教示ください。	本事業においてはPFI法に基づき選定した事業者を、地方自治法に基づく公の施設の指定管理者として指定します。
38	要求水準書	4	1	3	1	(7)高圧電線	地役権の設定範囲は2本の高圧線間(図上約7.5m幅)と考えてよろしいでしょうか。また、架線下の建造物の建造可能範囲の定義をご教示お願いします。	地役権の設定幅は約13mであり、設定範囲内にはいかなる建造物も設置できません。
39	要求水準書	4	1	3	1	(8)市排水路	「水路敷上に建造物を設置することが出来ない」とありますが、テラス・ベンチ等の簡易工作物の設置も禁止でしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書	5	1	3	1	(10)市が実施する工事の概要	舗装工事期間以外は工事用として利用できますか。 また、本事業の工事による通行使用による東西道路の破損は、市の負担でしょうか。 敷地隣接道路に係る工事 西側道路は、平成18年4月1日より工事用として使用できますか？	隣接道路については、要求水準書に示す市が工事を実施する期間以外は工事用車両等の通行は可能です。ただし、工事車両等の通行使用により道路が損傷した場合には、事業者の費用負担にて補修していただきます。
41	要求水準書	5	1	3	1	(10)市が実施する工事の概要	井戸に係る工事 井戸に係る工事は、平成18年3月完了予定となっていますが、平成18年4月1日より工事用として使用できますか？	使用可能ですが、工事期間中における井水利用に係る費用(ポンプの動力費等)は事業者の負担です。
42	要求水準書	5	1	3	1	(10)市が実施する工事の概要	上水に係る工事 上水に係る工事は、平成18年3月完了予定となっていますが、その後は、工事用として使用できますか？	使用可能ですが、上水利用に係る費用は事業者の負担です。
43	要求水準書	6	1	3	2	施設規模の条件	施設規模の条件について、建築面積は約3,700㎡、延床面積は約4,600㎡と規定されていますが、許容範囲を具体的にお示しください。	建築面積及び延床面積については±5%以内としてください。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
44	要求水準書	6	1	3	2	施設規模の条件	建築面積及び延床面積について、「約」とは具体的にどの程度の範囲を想定しているのでしょうか。許容範囲（〇㎡～〇㎡など）があればご教示をお願いいたします。	質問No.43 に対する回答をご参照ください。
45	要求水準書	6	1	3	2	施設規模の条件	面積における「約●●㎡」の「約」の定義・条件は特にございませんでしょうか。（例えば±●%以内、など）	質問No.43 に対する回答をご参照ください。
46	要求水準書	6	1	3	2	施設規模の条件	建築面積・延べ床面積の許容範囲は何%以内でしょうか。 また、屋根付き駐輪場は上記面積の範囲外と考えてよろしいでしょうか。 屋根付き駐輪場・屋外設備用の簡易な建物等は敷地北西部の施設範囲外に計画してもよろしいでしょうか。	建築面積及び延床面積については、質問No.43 に対する回答をご参照ください。また、駐輪場は、面積の条件の範囲外です。添付資料 1 「計画平面図」に示す建物の配置は目安ですので、ご質問で例示されている構築物等も含め、建物本体の一部が図中の網かけ範囲からはみ出しても構いません。
47	要求水準書	6	1	3	2	施設規模の条件	添付資料 1 「計画平面図」におけるハッチ掛けの建物配置範囲から、以下の部分が出ることは可能でしょうか？ ・庇(柱なし) ・露天風呂・デッキテラス等、建物では無い部分	添付資料 1 「計画平面図」に示す建物の配置は目安ですので、ご質問で例示されている構築物等も含め、建物本体の一部が図中の網かけ範囲からはみ出しても構いません。
48	要求水準書	6	1	3	3	(1)電気	敷地まで、電力引き込みを計画した場合、電力引き込みに関わる工事負担金は市の負担と解釈してよろしいですか。 またその場合、引きこみ電力の種類を教えてください。	電力の引き込みに伴い何らかの負担金が発生する場合、その負担金は事業者が負担するものとします。なお、電力引き込みにかかる詳細は、事業者の責任において関係機関と協議し、適宜調整してください。
49	要求水準書	6	1	3	3	(1)電気	「選定事業者の責任において関係機関と協議し、適宜対応すること」とありますが、各グループに提示される供給条件に違いは生じないという解釈でよろしいですか。	事業者が必要とする条件によっては供給条件が異なる可能性があります。
50	要求水準書	6	1	3	3	(1)電気	当該施設における余剰電力を、売電することは可能でしょうか。 また、その場合の収入を事業計画に織り込むことは可能でしょうか。	供給された蒸気による発電は認めません。なお、自然エネルギー利用等の目的で設置した設備により余剰電力が発生した場合には、ご理解のとおりです。
51	要求水準書	6	1	3	3	(3)地下水	井水は年間を通じて 18℃±2℃と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
52	要求水準書	6	1	3	3	(3)地下水	井戸及び水中ポンプは市側で設置し、水量と50項目の水質についても保証されたものを無償で使用する権限を選定事業者に付与するとありますが、その上で更に事業者が6ヶ月毎に50項目の水質検査が必要でしょうか。	運営期間中において水質が維持されていることを確認する目的で当該検査は必要ですが、その実施頻度は運営開始後の事業年度毎に1回以上に訂正します。
53	要求水準書	6	1	3	3	(3)地下水	井水の水質が保証されていると考えますが、ろ過滅菌装置は必要でしょうか。	ろ過滅菌装置を事業者で設置する必要はありません。
54	要求水準書	6	1	3	3	(3)地下水	「井水の条件が保障されていることを前提に、受水槽や給水ポンプ等の必要な設備を設置すること」とありますが、除砂・除鉄などの設備が必要な場合は市がその設備設置をしていただくと認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	6	1	3	3	(3)地下水	受水槽の規模は何t程度を想定されていますでしょうか。浄化槽から放流される放流水の基準値をご教示お願いします。	受水槽の規模については施設の設計思想によって異なりますので、事業者にてご判断ください。また、放流水については、設置する浄化槽の規模に関わらず、水質汚濁防止法の特定施設に該当するとの前提で、関連法規（浄化槽法、建築基準法、水質汚濁防止法等）の基準を適用してください。
56	要求水準書	6	1	3	3	(3)地下水	井戸からの地下水が何らかの都合で使用できない場合（乙に責任以外）は上水を使用しますが、上水利用料金は市の負担でよろしいでしょうか。また、そのような事態を想定すれば、場内への引き込み上水管径が大きくなります。市の想定の間径をご教示ください。	事業者帰責事由によらずに井水が使用できなくなった場合の上水利用料金の増分は市が負担します。なお、後段のご質問については、井水が使用不能となった時点で、市が別途新たな引き込み配管を敷設します。
57	要求水準書	6	1	3	3	(4)下水道	プール排水の放流は、ろ過後に排水となっていますが、ろ過についてはSS（懸濁物）の処理と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	6、7	1	3	3	(4)下水道	洗い場や浴槽排水を含む本施設から排出される全ての汚水・雑排水は、敷地東側市道下の排水路へ無償にて放流が可能であり、下水道料金或いは負担金等、排水に係る費用は事業者は一切発生しないと考えて宜しいでしょうか。	本施設から排出される全ての処理後の汚水・雑排水に関して、下水道料金及び負担金は発生しません。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
59	要求水準書	7	1	3	3	(5)蒸気供給	蒸気供給ラインは添付資料 1 で理解できますが、管種・管径・敷設形態・本数等をご教示お願いします。	蒸気を受渡しについては、供給配管として 150A 程度を 1 本、復水配管として 50A 程度を 1 本、の計 2 本を架空にて敷設する予定です。
60	要求水準書	7	1	3	3	(5)蒸気供給	当該項目の 13、14 行目に「～蒸気が供給されない場合に備え、熱源としてボイラー等の必要な設備を設置すること」と記載されていますが、蒸気ボイラーを選択した場合の燃料には特 A 重油・灯油・プロパンガス・都市ガス等が考えられます。 この場合の燃料の選択は、提案者が自由に判断して宜しいですか？	概ねご理解のとおりですが、都市ガスは使用できません。
61	要求水準書	7	1	3	3	(5)蒸気供給	資源化センターからの蒸気については、供給停止期間を除いて、24 時間供給されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	7	1	3	3	(5)蒸気供給	蒸気流量最大 3t/h とありますが、1 日あたりの保証供給量を教えてください。	停止時を除いては、24 時間にわたり、本施設の需要に応じて最大 3t/h の供給を保証します。
63	要求水準書	7	1	3	3	ユーティリティの条件	都市ガスの敷地への引き込みは可能でしょうか。 また、ガス引き込みに関わる工事負担金は市の負担と解釈してよいでしょうか。	都市ガスは使用できません。
64	要求水準書	7	1	3	4	(1)開館日数	毎週 1 日の休館日については曜日の指定がありますか。 また、年末年始の 6 日間の日程は指定がありますか。 施設の修繕に要する期間（年間 12 日間）の期間設定は指定がありますか。	提案時点では、月曜日を週 1 回の休館日、年末年始は 12 月 29 日～1 月 3 日、施設の修繕等に要する期間（12 日間）は任意、の条件とします。
65	要求水準書	7	1	3	4	(1)開館日数	開館日数は約 295 日と定められておりますが、295 日以上の開館日の設定は可能でしょうか？	開館日を 295 日以上とする提案は認めません。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
66	要求水準書	7	1	3	4	(1)開館日数	類似施設においては、例えば夏季期間は無休としているケースも見受けられますが、今般の入札提案においては年間を通じて「毎週1日休館」を前提とするものと理解して宜しいでしょうか。 また、今般の入札提案において「利用者へのサービス及び利便向上」を掲げ休館日を少なく設定した場合でも、審査における評点にはつながらないものと考えて宜しいでしょうか。	前段のご質問については、ご理解のとおりですが、後段の休館日を少なくする提案は認められません。なお、質問No.64に対する回答もご参照ください。
67	要求水準書	8	1	3	4	(2)開館時間	開館時間について、「午前10時から午後9時まで」を変更提案することは可能でしょうか。	開館時間の変更提案は認めません。
68	要求水準書	8	1	3	4	(2)開館時間	開館時間は午前10時から午後9時までとなっておりますが、前回の回答と同様にこの営業時間の変更は不可と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。要求水準書に示す開館時間にてご提案ください。
69	要求水準書	8	1	3	4	(2)開館時間	夏季・冬季により開館時間の変更はなしと考えてよろしいですか。	今のところ季節によって開館時間を変える予定はありません。
70	要求水準書	8	1	3	4	(3)使用形態	「使用形態は全て個人使用とし」とありますが、グループでの使用も禁止でしょうか。 また、「温水プールと福祉プールを一体で運用する等の」とありますが、一体使用の場合の運営管理とはどのような状況を想定されているかご教示ください。	前段のご質問については、グループでの利用は可能ですが、いわゆる専用使用（貸切）は認めないという意味です。 後段については、提案時点では福祉プールの利用者は障害者に限定していますが、将来的に障害者以外の利用を認める等の可能性があるという意味であり、現時点で具体的な運営形態の想定はありません。
71	要求水準書	8	1	3	4	(3)使用形態	専用使用は原則認めない。とありますが豊橋市内の幼・保育園や学校等の授業の一環としてのコース単位での専用利用も認められないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書	8	1	3	4	(3)使用形態	福祉プールを利用する障害者のレベルをどのようにお考えでしょうか？その範囲により施設の構造も仕様を変える必要性が考えられます。	具体的な想定はありませんが、介護が必要な障害者の利用にあたっては介護者の同伴を想定していますので、入水のための特別な補助装置の設置を義務付けるものではありません。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
73	要求水準書	8	1	3	4	(3)使用形態	「全て個人使用とし、専用使用は原則として認めない」とありますが、専用使用のみで1.3.5の年間利用者数の想定となっているのでしょうか？例えば公共施設の利用者数は教室参加者数を含めている実績公表をするケースが多いこともあり、この参考の詳しい根拠があれば示していただけませんか？	周辺の公営温水プールにおける入場者総数の実績値から、本施設における年間利用者数を想定しました。
74	要求水準書	8	1	3	4	(3)使用形態	専用利用の考え方ですが、プールのコース配分等で別けることにより、教室事業を行い、収入を確保すること、健康評価を一定条件に基づきデータが取れること等多くのメリットが期待できると考えます。「原則として」という表現もあるのももう少し明確な表現にいただけると収支の予測もしやすいと考えますがいかがでしょうか？	本事業では、要求水準書 3.2.3(2)の(ア)～(エ)に記載のサービスは市として求めていることにご留意ください。 なお、「原則として」としたのは、将来施設の使用形態を見直す可能性を考慮したものであり、現時点で具体的な想定があるわけではありません。
75	要求水準書	8	1	3	4	(3)使用形態	「別途協議して定めるものとする」とありますが、事業者が収支の提案をする為、あらかじめ収支のリスク変動について協議の内容、数値的なガイドラインをお示しいただけないでしょうか？	現時点で提示できるガイドライン等はありません。なお、現時点で要求水準書に規定している使用形態が、将来市の都合で変更となる場合には、市は事業者と協議して変更案の適否を判断します。
76	要求水準書	8	1	3	4	(4)施設使用料の体系・金額	「回数券、年間利用券の発行を検討する」とありますが会員として登録し、利用料を金融機関から引き落とし徴収することは可能でしょうか？	会員として登録し、利用料を金融機関から引き落とすことはできません。
77	要求水準書	8	1	3	4	(4)施設使用料の体系・金額	施設使用料の体系・金額、回数券・年間利用券の発行などについては、条例にて貴市が定めるものであることから、今般の入札提案においては事業者からの提案は求めない、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書	8	1	3	4	(4)施設利用料の体系・金額	「回数券、年間利用券の発行を検討する」とありますが、検討するのは市でしょうか。それとも事業者でしょうか。	市にて検討します。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
79	要求水準書	8	1	3	5	年間利用者数の想定(参考)	<p>記載の数値は「あくまで市の想定であって事業者の提案を何ら制約するものではない」とあり、また、H16.11/22 付け実施方針等に関する質問回答 No.20 に「利用者数の変動に伴う運営費の変動リスクは事業者負担」とありますが、こうした仕組みを採用された理由・意図をご教示ください。</p> <p>また、人件費や水道光熱費は利用者数に連動して変動するコストであることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業契約上の「基準利用者数」を定めた上で、 ・ 事業者はそれを前提にコスト（価格）を提案、事業契約を締結し、 ・ 実績利用者数が基準利用者数を上回った場合には一定の計算に基づいてサービス購入費を増額する。 <p>こうした規定が必要と考えますが、如何でしょうか。</p>	<p>ご提案のようなリスク分担も一つの考え方と思慮いたしますが、本事業においては事業の目的や、施設の性格、集客リスクの分担、要求水準等を総合的に勘案した結果、運営費の変動リスクを民間事業者が負担することが最も効果的と考えたものです。</p>
80	要求水準書	8	1	3	5	年間利用者数の想定(参考)	算定根拠等があればご教示願います。	質問No.73 に対する回答をご参照ください。
81	要求水準書	8	1	3	5	年間利用者数の想定(参考)	貴市が想定された年間利用者数の算定方法を開示していただけないでしょうか。出来れば男女別、大人子供別、健常者・障害者別の想定利用者数のご教示をお願いいたします。	質問No.73 に対する回答をご参照ください。
82	要求水準書	8	1	3	5	年間利用者数の想定(参考)	年間利用者数が想定されていますが、想定以上に利用者が増加した場合エネルギーコストの増加リスクは事業者の負担となるのでしょうか。サービス対価の見直しは行われないのでしょうか。	利用者数の増減に伴う水道光熱費の変動は事業者のリスク負担です。
83	要求水準書	8	1	3	5	年間利用者数の想定(参考)	「あくまで市の想定であって事業者の提案を何ら制約するものではない」と謳われていますが、事業者が想定する年間利用者数を基に事業計画を作成してよいという解釈でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
84	要求水準書	10	2	2	1	①健康支援施設 b)アスレチックジム	青年から高齢者までが。とありますが青年というのは何歳以上が利用対象者となりますか。	高校生以上を対象とする前提でご提案ください。
85	要求水準書	10	2	2	1	②交流促進施設 b)集会室等	集会室等の利用について、「高齢者の教養の向上」に供するとありますが、具体的にはどのような使われ方を想定しているのでしょうか。	「高齢者の教養の向上」とは、高齢者同士のコミュニケーション等のスペースを想定しています。
86	要求水準書	10	2	2	1	②交流促進施設 b)集会室等	集会室での飲食は許可されるのでしょうか。また、周辺町内会や団体利用者などへの専用(占有)使用は許可されるのでしょうか。	集会室での飲食は可能ですが、専用使用(貸切)はできません。
87	要求水準書	10	2	2	1	②交流促進施設 b)集会室等	広く市民に無料にて開放とありますが、他の施設利用者以外の市民を対象としているのでしょうか。	集会室の中心的な利用者はプールやアスレチック施設及び温浴施設の利用者になるものと考えていますが、市として集会室のみの利用者を排除するものではありません。
88	要求水準書	10	2	2	2	各構成要素の条件	「程度」「以上」「以内」の許容値をご教示ください。 流水歩行プールは25mの折り返しでも可能でしょうか。 各ロッカーの最小寸法をご教示お願いします。 アスレチックに配置する運動器具の器具名と数量をご教示お願いします。 温浴の男女別ロッカーの個数をご教示お願いします。 身障者用・大型バスの駐車スペースは何台必要でしょうか。	要求水準書に示す各構成要素の条件のうち“以上”、“以内”と示されているものは、満足すべき最低条件を示したものです。また、“程度”については事業者の裁量範囲とお考えください。 ご質問の詳細がわかりかねますが、流水歩行プールについては、全長が50m程度必要ですので、25mの流水プールによる単純な折り返しは認めません。 ロッカーの最小寸法、アスレチックに配置する運動器具の器具名と数量、温浴の男女別ロッカーの個数は、事業者にてご判断ください。 また、身障者用の駐車台数については「人にやさしい街づくりの推進に関する条例(愛知県)」を満たす必要があります。なお、大型バスの駐車スペースについては2台以上とし、具体的な計画台数は事業者の裁量とします。
89	要求水準書	10	2	2	2	各構成要素の条件	規模や収容人数等で「～程度」と数値条件が示された事項について、数値増減の目安(何%以内等)がありましたらお示しください。	要求水準書に示す各構成要素の条件のうち、“程度”と示されているものについては事業者の裁量範囲とお考えください。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
90	要求水準書	10	2	2	2	各構成要素の条件	提示いただいた必要諸室のうち一部について、機能保持を前提に複合共有化の提案をしてもよろしいでしょうか。	各構成要素に求められる機能を満たしていれば、明らかに独立した空間として計画することが要求されている場合を除き、空間的に一体とする提案は可能です。ただし、料金体系に応じた適切な料金徴収ができるよう配慮してください。
91	要求水準書	10	2	2	2	各構成要素の条件	当該項の(1)から(3)にあげられている居室のうち、面積の表示がない居室について、参考となる想定の間面積があればご教示をお願いいたします。	面積の表示がない居室については、事業者の裁量とします。
92	要求水準書	10	2	2	2	(1)健康支援施設 採暖室	採暖室の要求水準ですが、愛知県では温度設定が消防法等で低い設定になっています。利用者のニーズとしては高温でのサウナ利用（ただし、取り扱い上50度から60度程度位が適当か）が期待されると考えます。サウナとして提案が可能か（温度設定を提示）検討ください。	採暖室をサウナとして提案することはできません。
93	要求水準書	10	2	2	2	(1)健康支援施設 温水プール	25mプールにおいて梯子や階段として計画が可能でしょうか。入水用スロープとする主旨のご教示をお願いいたします。	入水用スロープで提案してください。将来、車椅子での出入りができるように考えたものです。
94	要求水準書	10	2	2	2	(1)健康支援施設 温水プール	4箇所のプール全てが共に「・水温31℃、室温31℃程度とする」とありますが、室温は若干高め（+2～3℃）に設定するのが一般的です。「程度」の範囲は提案者の裁量による、と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
95	要求水準書	11	2	2	2	(1)健康支援施設 アスレチックジム	アスレチックジムにスタジオの設置を提案した場合インストラクターによるエアロビクス等の指導は専有とされ「市が求めるものではない」とみなされるのでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、スタジオの設置は認められません（要求水準書9頁に示すとおり、市の求める構成要素以外の設置は認めません。）。
96	要求水準書	11	2	2	2	(1)健康支援施設 アスレチックジム	音響装置(BGM程度)を備えるとありますが、全館共通による有線放送設備等による備えでよろしいですか。	概ねご理解のとおりですが、必ずしも全館共通による有線放送である必要はありません。
97	要求水準書	11	2	2	2	(1)健康支援施設 採暖槽	採暖槽(ジャグジー)に関する条件で、管理温度は何度と考えればよろしいですか。	特に条件はありません。事業者にてご判断ください。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
98	要求水準書	11	2	2	2	(1)健康支援施設 福祉プール	福祉プールについて、「他のプールゾーンと空間的に区分した状態で利用ができること、又、その場合に福祉プール内が外部から見えないようにすること」とありますが、福祉プールは、建物の外からも他のプールゾーンから見えないよう計画するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書	11	2	2	2	(1)健康支援施設 更衣室	プール更衣室と温浴の更衣室を兼用する提案は可能でしょうか？	質問No.90 に対する回答をご参照ください。
100	要求水準書	11	2	2	2	(1)健康支援施設 更衣室	プール更衣室、障害者専用更衣室、ジム更衣室及び温浴施設の脱衣場に必要な備品を設置すると書かれていますが、具体的な品名、仕様、数量等をご教示ください。	事業者の判断にて必要な備品を調達してください。市としては施設を利用・運営するうえで必要最低限のものが備えられていれば要求水準を満たすものと考えます。
101	要求水準書	11	2	2	2	(2)交流促進施設 脱衣場	温浴施設の脱衣場は、プール更衣室及びジム更衣室と一体となった計画とすることも可能でしょうか。	質問No.90 に対する回答をご参照ください。
102	要求水準書	11	2	2	2	(2)交流促進施設 脱衣場	温浴施設脱衣場のロッカー数、トイレの仕様等は、事業者の提案事項と解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
103	要求水準書	12	2	2	2	(2)交流促進施設 集会室等	「電位治療器を3台以上設置する」とありますが、電圧の関係で医療行為とみなされる器具もあると聞いております。詳細をお示しください。また、この器具を利用し料金徴収（コインボックス等で）をしても可能ですか？	医療行為とは、医師法上、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為と定義されていますので、本事業で市が要求する「電位治療器の設置」が医療行為に該当することはありません。 また、電位治療器は薬事法上の管理医療機器に該当しますが、その内、特定保守管理医療機器（薬事法上、医療機器のうち、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるもの）に該当する電位治療器については本施設に設置するのは適切ではありません。そのため、設置すべき電位治療器は「管理医療機器であるが特定保守管理医療機器に該当しないもの」となります。 なお、市の公共施設（老人福祉センター、老人憩の家等）にも電位治療器を設置しています。 また、コインボックス等による料金徴収は認めません。
104	要求水準書	12	2	2	2	(2)交流促進施設 集会室等	集会室や売店の近くに簡単な飲食スペースを提案することは可能でしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、レストラン・喫茶店的な用途は含めずにご提案ください。
105	要求水準書	12	2	2	2	(2)交流促進施設 集会室等	集会室は、本施設利用者の静養のために、終日無料開放されるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。集会室の中心的な利用者はプールやアスレチック施設及び温浴施設の利用者になるものと考えていますが、市として集会室のみの利用者を排除するものではありません。
106	要求水準書	12	2	2	2	(3)管理運営施設 事務室	事務室については、市職員の常駐はなく、事業者が必要とするスペースを任意で確保すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書	12	2	2	2	(3)管理運営用施設 売店	売店は、15㎡以内とありますが、壁面埋込み等のショーケースは売店面積と考えなくてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書	12	2	2	2	(4)その他施設	「太陽光発電システム等の省エネルギー又は新エネルギー設備を設置する」とありますが、NEDO技術開発機構の補助金申請を予定されているのでしょうか？	市として当該補助金を申請する予定はありません。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
109	要求水準書	13	2	2	2	(4)その他施設	駐車場250台（身障用含む）以上確保とありますが、その中に職員用は含むものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書	13	2	2	2	(4)その他施設	敷地入口の位置は、添付資料1「計画平面図」とする」とありますが、市道東七根 28 号線側をメイン、市道東七根 31 号線をサブ出入口として各々1ヶ所設けることと解釈し、その出入口の乗り入れ幅寸法や位置については、提案内容により変更することは可能でしょうか。	道路管理者との協議の結果設定していますので、敷地への出入口の乗り入れ幅や位置については変更することはできません。 また、車両の動線としては西側を利用者の出入り口とし、東側は業務用車両等の利用に限定するものとして計画してください。
111	要求水準書	13	2	2	2	(4)その他施設	添付資料1「計画平面図」に緑化範囲が明示されておりますが、これは、敷地内で確保しなければならない最低限の緑地面積割合といった基準による範囲と考えてよろしいでしょうか。御教示ください。 また、基準となる数値があれば御教示ください。	指定した緑化範囲の敷地面積に対する割合は約20%です。なお、添付資料1「計画平面図」に示す緑化範囲は最小限の範囲であって、事業者がこの範囲を超えて緑化することを妨げるものではありません。
112	要求水準書	14	2	2	3	周辺環境保全性	「建物のボリュームを抑える等、北側農地の日照障害の軽減に可能な範囲で配慮すること」とありますが、北側農地所有者と現状で事前協議もしくは合意内容があればご教示をお願いいたします。	具体的な合意事項はありません。
113	要求水準書	18	2	4	2	備品等の調達・設置	事務所内の備品（事務機・椅子・書類棚・ロッカー等）は施設の備品との理解で、事業者が維持管理及び運営業務にて使用しますパソコン等は備品ではなく、従ってリース品の利用が可能との理解でよろしいでしょうか。 また、市の所有物となる備品と、事業者の所有物との区別については協議により相談可能との理解でよろしいでしょうか。	アスレチックジムにおける運動器具やプール施設におけるコースロープ、会議室や事務室における什器類、更衣室におけるロッカー等、本施設の利用・運営上不可欠なものについては、リースは不可とします。 事業者の業務用事務機器（パソコン、コピー機、FAX等）や、玄関マット、観葉植物等、施設の利用や運用に直接関係しないものについてはリース方式を認めます。
114	要求水準書	18	2	4	2	備品等の設置・調達	備品等については、市の所有物とするため、リース方式で調達することは原則として認めない。と記されているが、それは建設や維持管理設備も含まれると考えるのでしょうか。また、原則外でリース方式が可能なものがあればご教示ください。	質問No.113に対する回答をご参照ください。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
115	要求水準書	18	2	4	2	備品等の調達・設置	備品等の調達・設置について、リース方式は原則認めないとありますが、例外となるケースについてのお考えをお示してください。	質問No.113 に対する回答をご参照ください。
116	要求水準書	18	2	4	2	備品等の調達・設置	本施設に係る備品については、全て事業者が調達するということでしょうか。また、必要備品リストはご提示いただけないのでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者の判断にて必要な備品を調達してください。なお、市としては施設を利用・運営するうえで必要最低限のものが備えられていれば要求水準を満たすものと考えます。
117	要求水準書	18	2	4	2	備品等の調達・設置	備品調達の内容については、すべて事業者の判断でよろしいでしょうか。	質問No.116 に対する回答をご参照ください。
118	要求水準書	20	3	1	1	(3)業務体制	「維持管理業務全体の総括責任者」及び「維持管理業務の区分毎の業務責任者」は、施設への常駐（常勤）が求められますでしょうか。	要求水準書に示す各業務基準を満足した維持管理業務が実施されている限り、常駐・非常駐は問いません。
119	要求水準書	22	3	1	5	(1)業務内容	市側で設置していただける井戸と水中ポンプの運転、監視、点検、保守、修理業務は事業者の負担でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、設備の更新については市の負担とします。
120	要求水準書	25	3	1	6	(d)井水管理業務の要求水準	「水位測定を1日1回実施し、結果については業務報告書にて報告すること」とありますが、水位測定にかかる設備は市の設置される揚水設備に併せて設置をしていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書	25	3	1	6	(d)井水管理業務	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規程に準拠し、井水の適正管理を行うこと、とありますが、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規程では地下水の水質検査について給水開始前に 50 項目検査が求められており、その後は毎年 15 項目、10 項目、消毒副生成物 1 1 項目の他、3年に1度有機化学物質等 8 項目の検査が求められておりますが、毎年6ヶ月毎の 50 項目検査は必要でしょうか。	質問No.52 に対する回答をご参照ください。
122	要求水準書	28	3	1	9	警備業務	警備方法は、施設への常駐警備員を一切配さない、いわゆる「24H完全機械警備」としても差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
123	要求水準書	28	3	1	10	修繕業務	修繕業務には、事業期間中において本施設に係る大規模修繕、機器更新等も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、質問No.2 に対する回答をご参照ください。
124	要求水準書	29	3	2	1	(2)運営業務にかかる要求水準業務の区分	利用者の利便性を図り送迎バスの運行等は、可能ですか。	送迎バスの運行は含めずにご提案ください。
125	要求水準書	29	3	2	1	(3)業務体制	「運営業務の全体の総括責任者」は、施設への常駐（常勤）が求められますでしょうか。	要求水準書に示す各業務基準を満足した運営業務が実施されている限り、常駐・非常駐は問いません。
126	要求水準書	29	3	2	1	(3)業務体制	②の「法令により業務を行う者の資格が定められている場合」とはどのような職種かご教示お願いします。 プール監視の人数・ローテーションについてご教示お願いします。	前段のご質問については、現段階で具体的な想定はしていませんが、提案する業務の内容によっては資格が必要な場合も想定されることから規定しているものです。 プール監視の人数やローテーション等については事業者の提案範囲です。
127	要求水準書	29	3	2	1	(3)業務体制	「業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、該当資格を有する者が業務を行うこと」とありますが、具体的にこのような施設の運営に係る資格は何でしょうか。	現段階で具体的な想定はしていませんが、提案する業務の内容によっては資格が必要な場合も想定されることから規定しているものです。
128	要求水準書	30	3	2	2	①利用受付業務	「パンフレットの作成」とありますが、印刷物の中に協賛広告を入れて費用の節約するなどの提案は可能でしょうか？	協賛広告は含めずにご提案ください。
129	要求水準書	30	3	2	2	①利用受付業務	市のホームページなどで当該施設を案内するホームページを設けていただくことは可能でしょうか？それとも事業者として独自に作成し費用については負担をするのでしょうか？	市のホームページで本施設の案内は行いますが、情報を随時更新していくようなことは想定していません。 ホームページの開設については、それを妨げるものではありませんが、事業者の費用負担となります。なお、ホームページに掲載する内容については、事前の市の確認が必要です。
130	要求水準書	30	3	2	2	①利用受付業務	事業者がパンフレットを2万部準備するとのことですが、施設オープン当初に一括して2万部を作製するとの考え方でよろしいでしょうか。また、デザイン等は事業者の裁量に任されていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
131	要求水準書	31	3	2	2	②利用調整業務	「温水プールの同時利用者が500人を超えた場合」とありますが、施設規模想定や緊急避難等を検討しても300人程度が妥当ではないでしょうか？500人ですとかなり危険と考えます。	施設設計の内容や監視体制等により危険と考えられる同時利用人数は異なると考えます。この点については落札者決定後に事業者提案を踏まえて協議することとします。
132	要求水準書	31	3	2	2	②利用調整業務	不適切な使用に対する処置とは市の想定状況をご教示お願いします。	例えば利用者が公序良俗に反する行為をした場合に市に速やかに連絡する等の対応が考えられます。
133	要求水準書	31	3	2	3	健康づくり支援業務	「質問や相談への対応やプールの適切な利用等を指導できる指導員を配置し、利用者に対して適宜アドバイスができるようにしておくこと」とありますが、これは安全管理としての監視員が対応しては安全管理面で監視に集中できず監視が手薄になることから別に人員を配置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような考え方もあると思いますが、必ずしも安全管理と指導員の兼務を否定するものではありません。
134	要求水準書	31	3	2	3	健康づくり支援業務	「個人の特性に応じた運動メニューの提示…」についても無料にて提供することという解釈で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
135	要求水準書	31	3	2	2	健康づくり支援業務	温水プールと温浴施設において規定された人数を越えた場合、人数制限を想定されておりますが、常時、フロアに滞留する人員を把握できるシステムを導入する必要があると判断してよろしいでしょうか。	本事業を円滑かつ安全に実施するため、各施設のおおよその利用者数（プール利用者数等）を把握できるようにしてください。ただし、利用者数把握の具体的方法については事業者裁量とします。
136	要求水準書	31-32	3	2	3	健康づくり支援業務	利用者から料金を徴収して行う有料のサービスは不可とありますが、タオル類のレンタル、有料のマッサージ機等の設置も不可でしょうか。	物品販売業務の一環として、タオル類やスイムキャップ等のレンタルサービスは可とします（売上は物品販売業務の収入として計上してください。）。また、有料のマッサージ機の設置は不可とします。
137	要求水準書	32	3	2	3	健康づくり支援業務	「市が求めるものでないサービス」とありますが、現在の健康増進施設では健康維持増進と利用者増強の手段としては教室が欠かせない事業ニーズとなっています。また、収益性や特に冬場の利用者落ち込みを減らす意味でも有効と考えます。提案の制約はあるとしても可能な限り実施の方向には行かないものなのでしょうか、御検討ください。	「市が求めるものでないサービス」は、本事業の目的や施設の位置づけに鑑み規定したものです。要求水準書に従ってご提案ください。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
138	要求水準書	32	3	2	3	健康づくり支援業務	「医療行為およびそれに類するサービスは行わない」とありますが、電位治療器はそれに抵触しませんか？	電位治療器の設置は医療行為に抵触しません。なお、質問No.103の回答もご参照ください。
139	要求水準書	32	3	2	3	健康づくり支援業務	市が求めないサービスの内容が列举されておりますが、これらは「実施禁止」と解して宜しいでしょうか。また、これらに抵触しない限り、事業者としての独自提案は認められ、審査評点にも結びつくものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書	32	3	2	4	安全衛生監視業務	(ア)で「…保護救援の訓練を受けた監視員を…」とありますが、具体的に求められる資格があればご教示ください。	具体的な資格を想定しているものではありません。
141	要求水準書	32	3	2	4	安全衛生監視業務	駐車場において、混雑時に誘導員を配置する指示がございますが、混雑と判断する指標はございますか。	定量的指標はありませんが、車両や歩行者の円滑な通行に支障をきたす等、が一つの目安です。
142	要求水準書	32	3	2	4	安全衛生監視業務	「混雑時においては誘導員を配置すること」とありますが利用人数の事前把握は困難と思われます。市としての混雑時の定義（土、日曜、夏休み期間中等）をお聞かせください。	定量的指標はありませんが、車両や歩行者の円滑な通行に支障をきたす等、が一つの目安です。
143	要求水準書	33	3	2	5	物品販売業務	物品販売にて取り扱う商品は要求水準に示されているスポーツ用品、ドリンク類等以外にも可能でしょうか。	本事業の目的に合致したものであれば「スポーツ用品、ドリンク類」以外の商品の販売も可能です。なお、レストランや喫茶店的な用途は含めずにご提案ください。
144	要求水準書	33	3	2	5	物品販売業務	温浴施設を利用するお客様に提供するバスタオル等のレンタルは可能でしょうか。また、温浴施設を利用するにあたり使用する石鹸等の販売は可能でしょうか。	物品販売業務の一環として、タオル類やスイムキャップ等のレンタルサービスは可とします（売上は物品販売業務の収入として計上してください。）。また、石鹸等の販売も認めます。
145	要求水準書	33	3	2	5	物品販売業務	物品販売業務に係る経費について、公平な競争に資するため、その項目毎の明確な取扱い区分をご提示いただきたく存じます。 (例えば、内装費、配線・配管費、販売に係る備品費・水道光熱費等はサービス購入費に含む、販売に係る人件費、物品仕入れ費等は独立採算原価として取り扱う、..など)	物品販売業務に係る経費としては、販売に係る人件費及び物品仕入れ費を計上してください。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
146	要求水準書	添付1	-	-	-	計画平面図	処理済排水管取り合い予定位置での工事で閲覧敷地等造成計画図の6ページの圧送管工事は、マンホールから圧送管・仕切り弁までを市工事と理解してよろしいですか？	ご理解のとおりです。
147	要求水準書	添付1	-	-	-	計画平面図	要求水準書添付資料1「計画平面図」の図の縮尺はいくつでしょうか。方位は真北でよろしいでしょうか。 緑化範囲を囲む外側の赤線が敷地境界でしょうか。 鉄塔東側の対象外の敷地は18000㎡に含まないでよろしいでしょうか。 流域貯留区域の意味をご教示お願いします。	要求水準書の添付資料1「計画平面図」に関するご質問については以下の回答のとおりです。 ① 図面の縮尺はありません。なお、図中の寸法（鉄塔敷地周囲の境界線等に付記）はメートル単位で記載してありますので、事業者にてご判断ください。 ② 図面に示す方位は磁北です。 ③ 敷地境界については概ねご理解のとおりです。なお、詳細については、本事業の担当部署である環境政策課まで直接お問い合わせください。 ④ 敷地面積（敷地境界は上記回答③のとおり）は約17,100㎡に訂正します。この面積には、本事業の対象外である鉄塔東側の敷地は含みません。 なお、敷地内の流域貯留区域（添付資料1「計画平面図」の貯留水域（点線）より南側）とは、大雨時の雨水の流出を抑制するために一時貯留機能として設けるものです。
148	要求水準書	添付1	-	-	-	計画平面図	計画敷地北側は、閲覧敷地造成等計画図の11ページの断面と思われませんが、側溝工・ブロック積工までが市の施工範囲と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
149	要求水準書	添付1	-	-	-	計画平面図	敷地南側中電鉄塔横の凹部の土地部分（計画敷地外）の利用計画等があれば御教示ください。（実施方針の位置図では、事業予定地として含まれていたかと思いますが、今回除外となっています。何か理由があれば御教示ください。）	中電鉄塔東側の土地は計画敷地外です。
150	要求水準書	添付6	-	-	-	井戸概要図	井戸工事は、井戸概要図の設備断面図に記載の仕切り弁50Aまでが市工事と理解してよろしいですか？	ご理解のとおりです。
151	要求水準書	添付7	-	-	-	防災計画平面図	沈殿池工の最終撤去は、選定事業者の工事範囲と理解してよろしいか？	ご理解のとおりです。
152	要求水準書	添付7	-	-	-	防災計画平面図	要求水準書添付資料7の防災計画平面図を敷地の現況図面と考えるとよろしいでしょうか。	添付資料7の防災計画平面図は土地使用貸借開始時点における敷地の状況を示すものです。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
153	要求水準書	添付1～7	—	—	—	全般	要求水準書添付資料1～7についてPDF以外のdxf、jww等のラスターデータのご提供は可能でしょうか。可能であればその請求方法、請求部署等をご教示ください。	DXFデータの提供は可能です。本事業の担当部署である環境政策課まで、直接お問い合わせください。
154	事業契約書(案)	1	3条	1項	—	事業場所	土地使用貸借期間に運営期間を含むような形に案文を修正する必要があると思いますが如何でしょうか。	土地使用貸借期間については事業契約書(案)のとおりです。
155	事業契約書(案)	2	3条	5項	—	事業場所	「土地使用貸借期間において、事業者に帰すべき事由によらず事業用地の地盤沈下並びにそれに起因する損害及び増加費用が生じた場合には、市が当該損害及び増加費用を負担する」という文章がございますが、「地盤沈下並びにそれに起因する損害及び増加費用が生じた場合」は、「地盤沈下並びにそれに起因する事由による損害及び増加費用が生じた場合」となるのではないのでしょうか。 また、豊橋市PFI基本指針9頁のリスク分担例の建設段階、建設リスク、用地リスクに「地中障害物に関するもの」は公共がリスク負担するとあります。損害及び増加費用を市が負担すべき事由として、「地中の汚染物質や障害物」を入れるべきではないのでしょうか。	ご指摘のとおり趣旨と理解してください。なお、条文の意味を明確化するための修正は事業契約締結までに適宜実施します。
156	事業契約書(案)	2	5条	2項	—	関係者協議会	「協議会の事務局は、豊橋市に設置する」とありますが、豊橋市とは、市(豊橋市役所)と豊橋市内との何れを指すのでしょうか。第2条で市とあるのは豊橋市役所を指しており、また第79条では豊橋市内との用語が使われています。別紙5「協議会規約骨子」の2.「組織」にある「豊橋市」について同様です。	事務局機能を豊橋市役所内に設置するものと理解してください。
157	事業契約書(案)	2	5条	5項	—	関係者協議会	「銀行団の出席についてはこれを拒否する合理的な理由がない場合～」とありますが、合理的な理由とは具体的にどのような場合を想定していますか。	具体的な状況は想定していません。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
158	事業契約書(案)	2	5条	7項	—	関係者協議会	「協議会の開催にかかる共通費用は～」とありますが、共通費用とは具体的にどのようなものを想定していますか。	人数等の都合により会議室を賃借する場合の会場使用料等を想定しています。
159	事業契約書(案)	3	8条	1項	—	許認可	「また、事業者は、本契約上の義務を履行するために必要な一切の申請、届出等を事業者の責任において行う」とある「必要な」後に「(市の責めに帰すべきものを除く)」を入れるべきではないでしょうか。豊橋市PFI基本指針の8頁のリスク分担例の許認可リスクに「許認可の遅延に関するもの」では公共で取得する部分は公共のリスク負担、それ以外を民間のリスク負担とあります。	ご指摘のとおり趣旨と理解してください。なお、条文の意味を明確化するための修正は事業契約締結までに適宜実施します。
160	事業契約書(案)	3	9条	2項	—	市が実施する工事等	「市は、(略)事業者が被った損害(第24条第1項に基づき市の工事の遅延に伴う運営開始遅延の場合に事業者の受ける金銭を除く。)につき合理的に算定される損害額を賠償する」とある「合理的」とは、市が合理的と判断すれば足りるのでしょうか。それとも事業者が合理的と判断すれば足りるのでしょうか。豊橋市PFI基本指針の7頁 1. 3「PFIの特徴」(4)「官民のリスク分担」で、官民による合理的なリスク分担の解説があり、又、別紙10「モニタリング骨子」2. ①には、モニタリングによる要求水準の未達の判断について「担当者の主観によって行うのではなく」「客観的かつ合理的な基準によってその判断を下すもの」とあり、第9条第2項の「合理的」も、市と事業者及び多数の人がそう思うという意味で「客観的かつ合理的」という主旨と考えて良いでしょうか。本文中及び別紙にある「合理的」の主旨について同様と考えて良いでしょうか。その他の例 第15条第2項、第23条、第25条、第28条第2項、第55条第1項6号、別紙12の2。「井水条件の逸脱時の扱い」。	第9条第2項の「合理的」であるか否かについては、客観的な合理性によります。第一次的には市が合理的に算定することになりますが、事業者がそれに疑義のある場合には、市と事業者が協議をし、協議が調わない場合に協議会において調整することになるとご理解ください。また、確定判決による場合を除いては、損害賠償額を定めることは議会の議決事件ですので(地方自治法第96条第1項第13号)、議会での説明責任が果たせることも、損害額の合理的な算定の内容となります(本文中及び別紙における「合理的」の意味についても、基本的には同じ理解であるものの、明文規定や協議会の位置づけなどにより、具体的な対応はケース毎に異なります。)

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
161	事業契約書(案)	3	12条	2項	—	設計	設計内容が要求水準書に反するか否かは、その事実が明白なケースばかりではなく、微妙な判断を要するケースも考えられます。そうした場合には、一方的に市から事業者へ通知がなされるのではなく、両者間での十分な協議の場が設けられるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	事業契約書(案)	4	14条	2項	—	設計図書の提出	事業者から提出される設計図書が要求水準書に反するか否かは、その事実が明白なケースばかりではなく、微妙な判断を要するケースも考えられます。そうした場合には、本項にいう市の通知に先立って、市と事業者との間での十分な協議の場が設けられるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	事業契約書(案)	4,5	15条	4項	—	設計内容の変更	本項における設計変更については、追加的費用が発生した場合には事業者の負担となることからすると、仮に費用が減少した場合においてはサービス購入費の減額は行わない（つまり、費用の増減によるサービス購入費の変更は一切行わない）ものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	事業契約書(案)	6	22条	2項	—	工事の調整	「調整を図る必要がある場合には、協議を実施する」とある「協議」の前に「相手方との」が入るのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり趣旨と理解してください。なお、条文の意味を明確化するための修正は事業契約締結までに適宜実施します。
165	事業契約書(案)	7	24条	1項	(1)	本施設運営開始遅延時の対応	「市が実施する工事工程の工期変更、その他市の責めに帰すべき事由」で「その他市の責めに帰すべき事由」には、豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業に関する実施方針の別紙1-2「リスク分担表」にある「契約未締結、遅延」のリスクについて、「政策変更や市の手続上の不備等に係わるもの」及び「用地確保に係わるリスク」について、「事業用地の確保の遅れ」等が市のリスク分担に上げられておりますが、これらが含まれると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
166	事業契約書(案)	7	24条	1項	(2)イ	本施設運営開始遅延時の対応	<p>「別紙7(事業計画概要)の予定損益計算書中の当該事業年度事業期間の営業収益の額を用いて、1年を365日とする日割計算により得られる運営開始遅延期間に対応する営業収益に相当する金額」</p> <p>とありますが、運営開始遅延が生じるのは、概ね開始事業年度であって期間は10月1日から3月31日までの半年なので、365日で割ることはできないと思われます。「当該事業年度事業期間」を「全事業期間(15年)」に替え、「営業収益の額」に替えて「営業収益の総額」とし、「1年を365日とする日割計算」に替えて「期間15年で除し、1年を365日とする日割計算」とすることが考えられます。</p> <p>また、運営開始の遅延は、運営期間の短縮につながり、運営期間全体に影響するものであり、運営が軌道に載る前の運営開始事業年度の収益によって補償金額を計算するのは妥当ではないと思われますがこの点についてご教示ください。</p> <p>同条同項1号のイと同様の理由で、「額」の前に「総」を入れ、「1年」の前に「期間15年で除し、」を入れることが考えられますがいかがでしょうか。</p>	<p>本記載は、1年を365日とした前提のもとで日割り計算を行うという意図であり、実際に初年度に運営開始遅延が発生した場合、初年度のサービス購入費Ⅱは半年分のサービスに対する対価ですので、それを2倍して1年分にしたものを365で除した日額を用いて、実際の遅延日数に応じて当該金額を算出することになります。</p> <p>なお、後段の質問に関しては、事業契約書(案)のとおりとしますが、条文の意味を明確化するための修正は事業契約締結までに適宜実施します。</p>
167	事業契約書(案)	7	24条	4項	—	本施設運営開始遅延時の対応	<p>遅延損害金の算式で「サービス購入費Ⅰの年額」とありますが、入札説明書9頁で年額は運営開始年度とそれ以外で異なりますが、ここでは運営開始年度の年額ということでしょうか。</p>	<p>サービス購入費Ⅰの総額を事業期間である15年で除した金額とご理解ください。</p>

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
168	事業契約書(案)	7	24条	4項	—	本施設運営開始遅延時の対応	市の責による運営開始遅延の場合には、市が「ア＋イーウ」の金額を補償する旨の規定がありますが、「ウ」については、例えば本施設に常勤予定であった受託企業社員の人件費など、運営開始が遅延しても支出を免れない経費も多分に含まれます。よって、補償額から「ウ」を控除すべきではないものと考えますが、如何でしょうか。	ご質問で例示いただいている経費（出費を免れなかった受託企業社員の人件費）は、「ウ」には含まれません。
169	事業契約書(案)	8	25条	—	—	設計の変更	本条は、第 15 条（設計内容の変更）と実質的に同じことを規定しているように思われますが、その違い並びに 15 条とは別途に規定された意図をご教示ください。	第 15 条は設計段階における設計変更に関する事項を、第 25 条は建設段階（施工段階）における設計変更に関する事項を規定したものです。
170	事業契約書(案)	8	26条	3項	—	第三者への請負発注	本項に従い、SPC と構成員との工事請負契約において工事目的物の所有権が原始的に SPC に帰属する旨を定めることで、SPC には不動産取得税は課税されないものと考えて宜しいでしょうか。 また、上記の対応をしたにも拘わらず SPC が不動産取得税を課税されることになった場合には、増加費用として別途市にご負担いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	事業者が、事業契約書(案)の定めに従い、市に対して施設を引き渡した場合は、不動産取得税は課税対象外になるものと考えてください（SPC が原始的に施設の所有権を取得することで不動産取得税が課税対象外になるわけではありません）。 なお、契約の定めに従い、市に対して施設を引き渡したにも関わらず、不動産取得税が課税された場合は、市がその費用を負担いたします。
171	事業契約書(案)	9	28条	1項	—	工事中の中止	“工事中の中止の理由”を“工事中の中止の合理的理由”として頂けないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
172	事業契約書(案)	10	31条	1項	—	本施設の引渡し及び所有権の移転	「なお、引渡しにかかる費用（所有権移転に伴う登記関連費用を含むがこれに限られない。）は、全て事業者の負担とする」とありますが、市名義の保存登記等は、本来市の費用で行うものと思われそうですが、ご検討いただけますでしょうか。	市名義の所有権保存登記は実施しませんので、その費用は見込まずにご提案ください。 なお、条文の意味を明確化するための修正は事業契約締結までに適宜実施します。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
173	事業契約書(案)	11	34条	2項	—	近隣対応並びに市及び第三者に与えた損害	「ただし、建設工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動等の理由により第三者に損害を与えた場合は、この限りではない」とあるのは、損害を市が負担することがあるということで、公共工事契約における「通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした場合」は、発注者が損害を負担し、受注者に善良な管理者の注意義務違反があった場合は、受注者が負担するとの主旨と同様でしょうか。	ご理解のとおりです。
174	事業契約書(案)	12	36条	1項	—	契約保証金等	「その工事費等（割賦元金部分）」とあり、同条第2項に「本施設の建設工事費等（割賦元金部分）」とあり、また、第55条第2項に「本施設に関する工事費等（割賦元金部分）」とあり、別紙16-1 1. (2)と2. (2)①に「サービス購入費（施設整備費相当額）のうち割賦元金部分」とあるのは、総て同じものを指すと思います。入札説明書の9頁で「サービス購入費I（施設整備費相当額）」の内訳として「施設整備費相当額に割賦手数料を加えた額を計上すること」とあるので、用語として統一される必要があると思いますがいかがでしょうか。	ご指摘のとおり趣旨と理解してください。なお、条文の意味を明確化するための修正は事業契約締結までに適宜実施します。
175	事業契約書(案)	12	36条	2項	—	契約保証金等	本項にいう「建設工事期間」とは、別紙1（用語の定義）(9)の「建設期間」と同義と解して宜しいでしょうか。的確な保険料算定に資するため、明確にご教示願います。	ご理解のとおりです。
176	事業契約書(案)	12	36条	4項	—	契約保証金等	履行保証保険について、各業務受託者が付保することも可能とし、その場合付保期間は施設の引渡し完了日までとされていますが、設計の履行保証保険は設計期間（工事着工まで）とすることは容認いただけませんか。	事業契約書（案）のとおりとします。
177	事業契約書(案)	15	45条	5項	—	第三者への運営管理委託	1行目に「前3項に規定する」とあるのは、「第1項ないし第3項」ではないでしょうか。前3項では、第1項にある受託者が漏れると思われる。	ご指摘のとおりです。なお、条文の意味を明確化するための修正は事業契約締結までに適宜実施します。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
178	事業契約書(案)	16	47条	—	—	監査	S P C 設立当初、特に運営開始前の 2 期分については、S P C に売上げは無く、費用項目も限定的であることに鑑み、公認会計士による監査は必要ないものと思われませんが、いかがでしょうか。	運営開始前についても公認会計士による監査が必要です。
179	事業契約書(案)	16	48条	3項 4項	—	保険	第 3 項で言う担保権の制限を規制すべき保険と第 4 項で担保権を制限すべき保険は、別紙 9 において「維持管理・運営における賠償責任保険」を指すとみられ、同じ保険について異なる定めとなっていると思われませんがいかがでしょうか。	別紙 9 には、事業者の提案内容により、市が付保を義務付ける保険以外の維持管理・運営期間中の保険が記載される可能性がありますので、それに配慮した条文となっております。なお、条文の意味を明確化するための修正は、事業契約締結までに適宜実施します。
180	事業契約書(案)	17	51条	—	—	物品販売業務	物品販売業務については、独立採算での実施であることに鑑み、業務を実施する構成員企業が市から直接（S P C を介さずに）スペースを借り受け、売上げも当該構成員企業に直接帰属させることは差し支えないでしょうか。	物品販売業務は事業者の業務です。
181	事業契約書(案)	17	52条	1項	(1)	サービス購入費の支払い	サービス購入費 I は、サービス購入費 II と同様に 3 ヶ月分後払いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	事業契約書(案)	18	52条	2項	—	サービス購入費の支払い	サービス購入料の支払いについて、事業者からの請求書提出までの具体的な支払スケジュールの記述が無いように思われます。毎 4 半期終了後どのくらいの期間を経てサービス購入料が支払われるのでしょうか。（四半期終了後、最大何日以内に支払われるのでしょうか）	各四半期終了からサービス購入費支払いまでの流れは概ね以下のとおりとなります。 ① 事業者 四半期最終月の業務報告書を市に対して提出（業務終了後 5 日以内） ② 市 報告書を確認し、事業者に対し減額額を通知（報告書受領後 1 週間程度） ③ 事業者 ②の通知を受けた後、市に対して請求書提出 ④ 市 請求書受領後 30 日以内に事業者に対して支払 そのため、四半期終了後最大 45 日以内に支払われると理解いただければと思います。なお、報告書の提出遅れ、内容不備があった場合にはこの限りではありません。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
183	事業契約書(案)	18	53条	—	—	サービス購入費の減額	事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の運営が、当初予定運営開始日より遅延した場合の遅延損害金以外は、サービス購入費Ⅰが減額されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、契約解除時の違約金等との相殺の結果、サービス購入費Ⅰの支払額が満額に満たない場合があります。
184	事業契約書(案)	18	53条	1項	—	サービス購入費の減額	「市の行為、法令変更～」とありますが、サービス購入費が減額される市の行為とは具体的にどのような場合を想定していますか。	現状で具体的な事例を想定しているわけではありませんが、社会状況の変化等により、本施設の一部（アスレチックジム等）を閉鎖して事業を継続する必要がある場合などが該当するものと考えています。
185	事業契約書(案)	18	第53条	2項	—	サービス購入費の減額	予定外の修繕業務などにより休館日が増えた場合、休館予定日を営業日として開館することにより年間の営業日数を確保することは可能でしょうか。 この場合サービス購入費Ⅱの減額は免除されま すでしょうか。	事業者都合による休館日の変更はできませんが、市としては実態を踏まえた上で、可能な範囲で協議・対応をしたいと考えています。
186	事業契約書(案)	19	55条	—	—	事業者の債務不履行に伴う解除	本件の事業形態が BTO 方式であることを考えれば、事業者の債務不履行による事業契約解除の際、損害賠償金及び修繕費とは別に一定額の違約金を支払う義務を負っていることは、事業者にとって負担であると考えます。むしろ、違約金を予定賠償上限額と位置付け、それ以上の損害賠償金及び修繕費支払を免除することによって効率的な資金計画が可能になり、事業費の節減が達成し得ると考えますが如何でしょうか。	第55条第6項及び第7項に「違約金」並びに「損害賠償及び修繕費」との間の調整規定がありますので、事業者に過大な負担となる規定とは考えていません。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
187	事業契約書(案)	20	55条	3項	—	事業者の債務不履行に伴う解除	第3項の「違約金」は、民法420条によれば賠償額の予定として現実の損害の多少にかかわらず、事業者が請求を受けるものですが、そのうえで第7項で現実が発生した損失も課すとしているのは、事業者に不利な定めと思います。従いまして違約金の定めを削除されるべきではないでしょうか。また、第56条(市の債務不履行に伴う解除)及び第58条(その他の解除事由)は、市の債務事項に基づく解除ですが、これら解除には違約金の定めが無いのは、事業者とのリスク分担に均衡がとれないのではないのでしょうか。事業者に「違約金」の定めを置く場合は、市にも「違約金」の定めがあるべきではないのでしょうか。	第55条第6項及び第7項に「違約金」並びに「損害賠償及び修繕費」との間の調整の規定がありますので、事業者に過大な負担となる規定とは考えていません。また、市の債務不履行による契約解除の場合の違約金の規定はありませんが、別紙16にて「市の債務不履行による解除」の場合は、将来の得べかりし利益を含めて損害賠償として支払うこととなっており、「事業者の債務不履行による解除」の場合と比べてバランスを欠いているとは考えていません。
188	事業契約書(案)	20	56条	1項	(2)	市の債務不履行に伴う解除	「前号のほか、市が本契約に基づく市の特に重要な義務を履行しないとき」とありますが、「市の特に重要な義務を履行しないとき」とは、例えば豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業に関する実施方針の別添1-2の「リスク分担表」の「契約の未締結、遅延」のリスクとして「事業自体の中止やPFI契約の議決が得られないリスク」とあるものが該当するのでしょうか。	ご理解のとおりですが、その他に金銭支払いに関する義務(報告書の承認等)の不履行についても含みます。
189	事業契約書(案)	21	59条	1項	(1)	解除後の権利関係	「出来形」とは施工が完了した部分と理解してよろしいでしょうか。また設計費や監理費も含まれますでしょうか。	別紙16(契約解除後の権利関係)に規定するとおり、出来形とは契約解除時点における事業者の建設仮勘定に計上された金額を指し、設計費や工事監理費も含みます。
190	事業契約書(案)	21	59条	2項	—	解除後の権利関係	市は契約解除時の取得対価を一括にて支払うことが原則とされています。借入の期限前償還に関する費用は、償還時の金利情勢などによって大きく変化しますので、支払い方法、時期等に関しましては、関係者と充分協議頂くようお願い致します。	意見として承ります。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
191	事業契約書(案)	22	61条	2項	—	不可抗力発生時の対応	「市は、不可抗力による履行不能通知に基づき直ちに調査を行い、本施設の整備、修繕及び増加費用の算定方法につき、速やかに事業者と協議する」とありますが、豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業に関する実施方針の別添1-2の「リスク分担表」で「不可抗力による施設の損壊等」のリスクについて「不可抗力については事業者でコントロールできないため、市のリスク負担とする」とあり当該リスクの発生につき事業者の通知がなくとも、市は必要があれば調査を行う必要が有ると考えられないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
192	事業契約書(案)	22	62条	—	—	不可抗力による増加費用の負担	「前条の本施設の整備及び修繕等に要する増加費用並びに本施設の維持管理運営について発生した増加費用のうち、別紙9（事業者の付保する保険）に記載されている市が付保する保険で賄われない増加費用については、 <u>当該増加費用の100分の1相当額までは事業者の負担とし、・・・</u> 」とありますが、ここで言う <u>当該増加費用</u> とは不可抗力により増加した整備、修繕、維持管理運営に関する全体の費用なのか、あるいは市の付保した保険によりカバーした残りの分を指しているのか、如何でしょうか	市の付保した保険によりカバーした残りの部分を指していますので、事業者の費用負担は、「発生した増加費用」から「市が付保する保険で賄われた費用」を除いた金額の100分の1となります。
193	事業契約書(案)	22	62条	—	—	不可抗力による増加費用の負担	第三者による建物・設備・備品などの損傷も事業者の負担となるのでしょうか。また、第三者が特定できない損傷は事業者の負担となるのでしょうか。	事業契約書(案)第62条のとおりですので、一般的には、前段のご質問の場合には損害の起因者たる第三者の負担となり、後段の場合には不可抗力として扱うものと考えます。
194	事業契約書(案)	22	62条	—	—	不可抗力による増加費用の負担	不可抗力発生時について「増加費用の100分の1相当額までは事業者の負担」とされていますが、「増加費用」について上限の設定はないのでしょうか。（施設整備期間は施設整備費、維持管理運営期間は年間の維持管理運営費など。）	上限は設定していません。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
195	事業契約書(案)	22	62条	—	—	不可抗力による増加費用の負担	不可抗力が複数回発生した場合の事業者の上限負担額を設けていただけないでしょうか。(累計で年間維持管理運営費の100分の1までなど。)	上限は設定しません。
196	事業契約書(案)	22	62条	—	—	不可抗力による増加費用の負担	不可抗力発生時に付保義務がある保険とは別紙9にある保険のみと理解してよろしいでしょうか。	不可抗力発生時に関わらず、別紙9に示す保険が、事業者が事業期間にわたって付保しなければならない最低限の保険です。
197	事業契約書(案)	22-23	62条	—	—	不可抗力による増加費用の負担	・・・なお、次に掲げる場合においては費用全額を事業者の負担とする。とあり (2)損害の発生につき、帰責性ある第三者が特定できる場合(・・・) とありますが、この場合の費用負担は事業者から特定された帰責性のある第三者へ請求可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	事業契約書(案)	23	65条	2項	—	法令変更時の対応	市は、法令変更による履行不能通知に基づき直ちに調査を行い、本施設の整備、修繕及び増加費用の算定方法につき、速やかに事業者と協議する」とありますが、豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業に関する実施方針の別添1-2の「リスク分担表」で「法令変更リスク」について、「事業実施に直接関係する法令変更に伴うものは市の負担とする」とあり、事業者の「法令変更による履行不能通知」がなくとも、市は必要があれば調査を行う必要が有ると考えられないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。

No.	種別	ページ	項目	対象事項	質問	回答		
199	事業契約書(案)	25	73条	—	—	事業者の契約上の地位の譲渡等	資金提供のシンジケーションにおきまして、貸付による資金提供者に加え、信託受益権を通じた資金提供者も含めることを考案中です。即ち、当初出された金融機関から事業者への貸付の一部が、国内の信託銀行に譲渡され信託受益権となります。この時、国内の信託銀行が、事業者の市に対して有する債権への質権設定及び担保提供につきまして、市の事前の書面による承諾の申請を直接行います。この場合、市に特段の不利益が無い限り、原則ご承諾を頂けますか。	市が、当初の金融機関が事業者の市に対して有する債権について質権の設定を受けるのを承諾した場合も、それはあくまで当初の金融機関のために質権を設定する限りで承諾したに過ぎず、さらに事業者が市に対して有する債権について、第三者（信託銀行）のために担保権の設定を受けることまで承諾するものではありません。
200	事業契約書(案)	25	73条	—	—	事業者の契約上の地位の譲渡等	貸付による資金提供者である金融機関が他の金融機関とスワップ契約を締結する際に、他の金融機関がスワップ契約に係る債権を担保するために行う事業者の市に対して有する債権への質権設定及び担保提供につきまして、市の事前の書面による承諾の申請を行います。この場合、市に特段の不利益が無い限り、原則ご承諾を頂けますか。	市が、当初の金融機関が事業者の市に対して有する債権について質権の設定を受けるのを承諾した場合も、それはあくまで当初の金融機関のために質権を設定する限りで承諾したに過ぎず、さらに事業者が市に対して有する債権について、第三者（スワップ供与金融機関）のために担保権の設定を受けることまで承諾するものではありません。
201	事業契約書(案)	27	77条	2項	—	個人情報の保護	「事業者は、個人情報を取得したときの目的を達成するのに必要な範囲でのみこれを利用・提供することとする。当該取得目的の範囲を超えて個人情報を利用・提供するときは、本人の了解がある場合又は本人の権利利益が侵害されるおそれがない場合に限るものとする」個人情報保護法第16条(利用目的による制限)においては、「本人の権利が侵害されるおそれがない場合」との個人情報取扱事業者の判断があっても、利用目的を超えた個人情報の利用はできないと考えられます。従って同法同条第3項にある「法令に基づく場合」等で列举された場合に限られるのではないのでしょうか。	意見として承ります。なお、条文の意味を明確化するための修正は事業契約締結までに適宜実施します。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
202	事業契約書(案)別紙	別5-1	1	-	-	設置の目的	「ただし、本規約で協議会の協議事項とされる事項についても、市と事業者間において調整を図り、懸案事項を解決するよう双方が努力することを妨げるものではない」とあるのは、協議会の協議事項であっても協議会によらずに解決することを妨げないという趣旨であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	事業契約書(案)別紙	別6-2	2	-	-	復水返送条件について	同別紙6上の2.2にて「～クローズドシステムとすること」との記載がありますが、返送復水温度については100℃と考えてよろしいですか？	返送復水温度については、事業者の裁量としますが、取り合い等の詳細については別途調整いたします。
204	事業契約書(案)別紙	別9-1	-	-	-	事業者の付保する保険	脚注【参考：維持管理・運営期間において市が付保する予定の保険】について付保内容を開示していただけませんか。付保対象（躯体のみ、什器を含む）・補填金額・特約事項（地震等）等現在想定されている内容のご教示をお願いいたします。	入札説明書5頁に示す閲覧書類のうち「平成17年度の建物総合損害共済の業務規定」をご参照ください。
205	事業契約書(案)別紙	別13-1	2	-	-	運営開始時点の措置	「運営開始日（平成19年10月1日）の3開庁日前～」とありますが、平成19年9月26日の認識でよろしいですか。	祝祭日等の規定が変更にならない限り、ご理解のとおりです。
206	事業契約書(案)別紙	別13-1	2	-	-	運営開始時点の措置	万一運営開始日が遅延した場合でも、基準金利決定日は平成19年10月1日の3開庁日前から変更されないと理解してよろしいでしょうか。同様に、サービス購入費Iの支払いスケジュールは変更されないと理解してよろしいでしょうか。	基準金利の決定日に関しては、ご理解のとおりです。サービス購入費Iについては、運営開始遅延に伴って支払いスケジュールが変更されることはありませんが、サービス購入費Iの支払いは、施設の引渡しが完了していることが前提です。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
207	事業契約書(案)別紙	別14-1	-	-	-	モニタリングによるサービス購入費Ⅱの減額	<p>「運営停止を伴わない要求水準未達」の場合 要求水準未達期間：是正措置要求通知日から事業者の是正措置完了報告日まで(両日を含む)の日数から7日を減じた日数。但し、本契約第40条(モニタリング)第6項に定める協議に要した日数は除く」</p> <p>「運営停止を伴わない要求水準未達」の場合は「運営を完全停止する運営停止を伴う要求水準の未達」の場合に比べ、未達のレベルが「軽微な未達」、「一部が利用できないレベル」「多くの部分が利用できないレベル」等様々考えられます。柔軟な是正措置をとるには、レベルに応じたペナルティーの設定が必要ではないでしょうか。この規定では、是正措置要求通知日から7日後の是正措置完了までの期間(第40条第5項)を経過した後は、運営を行っていても運営を完全停止したのと同じペナルティーとなるのは合理的ではないと考えられます。また、是正措置要求通知日から7日で是正措置を完了すべきとの規定にかかわらず、事業者が是正措置を行うための合理的な改善計画書を提出した場合には改善計画の期限まではペナルティーを猶予することは考えられないでしょうか。</p>	<p>ご質問のような考え方もありますが、本事業においては、事業の特性を踏まえた上で、「要求水準の確保」に重点を置いた結果、事業契約書(案)のとおりとなっていることをご理解ください。</p>
208	事業契約書(案)別紙	別14-1	-	-	-	モニタリングによるサービス購入費Ⅱの減額	<p>サービス購入費Ⅱの減額は、要求水準未達の程度の大小に関わらず、同様の式を用いてペナルティ額が決定するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、運営停止を伴う場合とそうでない場合とで、算出方法が異なる点にご留意ください。</p>
209	事業契約書(案)別紙	別14-1	-	-	-	モニタリングによるサービス購入費Ⅱの減額	<p>モニタリング項目、評価方法、特に減額方法については事業契約締結以前に協議合意するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>モニタリングに関する基本的な事項については別紙 10 に示すとおりです。なお、ご質問のモニタリングの詳細については、速やかに合意したいと考えていますが、施設の運営細則や業務報告書の様式等とも関連しますので、事業契約締結以降になるものと認識しております。</p>

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
210	事業契約書(案)別紙	別14-1	-	-	-	モニタリングによるサービス購入費Ⅱの減額	「同じ業務」で「同じ原因」が、それぞれ別の年度内に生じた場合、つまり「原因」は、X年度であるが当該業務はX+1年度の場合、回数のお数え方はどのようになるのでしょうか。	ご質問の趣旨がわかりかねますが、X+1年度に入って最初に生じた要求水準未達に対して、そのペナルティ額を算定する場合に、割増率が乗じられることはありません。
211	事業契約書(案)別紙	別16-1	-	-	-	契約解除後の権利関係	本件の事業形態がBTO方式であることを考えれば、市の債務不履行の場合と同様、不可抗力事由又は法令変更による契約変更の場合にも、事業者が金員を借りている金融機関へ当該金員を完済するまでの経過利息及び期限前償還に要する一切の費用を市が支払われるよう検討いただきたい。	事業契約書(案)のとおりとします。
212	事業契約書(案)別紙	別16-1	2	-	-	契約解除後の権利関係	「期限前償還手数料等」とありますが、事業者は金利リスクを回避するため金利スワップ契約を締結することが想定され、市の債務不履行または任意解除の場合にかかる金利スワップ契約の解除コストも含まれるとの認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
213	基本協定書(案)	2	5条	2項	-	業務の委託、請負	業務委託契約又は請負契約は、そのドラフティングにあたって金融機関も交えた精緻な検討を行うため締結まで相当の期間を要すること、また、特に維持管理・運営業務については業務開始までの時間が開くことなどから、基本協定締結後速やかに契約を締結することは困難といえます。市への写し提出の期限設定にあたっては、以上の点にご配慮いただきたく存じます	業務委託契約又は請負契約の契約書の写しの提出時期については、事業者と協議のうえ定めます。
214	基本協定書(案)	3	8条	-	-	事業契約不調の場合の処理	第1項の「甲の責めに帰すべき事由」、第2項の「乙の構成員又は事業予定者の責めに帰すべき事由」とは、具体的には豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業に関する実施方針書の別添1-2「リスク分担表」の「共通」にある市と事業者のリスク分担の内容がそれぞれ該当すると考えれば良いでしょうか。	事業契約不調の事由については、入札説明書等から合理的に判断されるものと考えています。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
215	基本協定書(案)	3	9条	1項	—	違約金	「乙の構成員に第6条(事業契約)第1項ただし書各号の事由が生じたとき」という事由が生じたときは、第6条第1項で「甲は、事業予定者との間で事業契約を締結しないことができる」とあるので第6条第1項ただし書各号の事由が生じて事業契約は締結されることがあり、この場合、たとえ事業契約が締結されても第6条第1項ただし書各号の事由が生じていたことを理由として乙は違約金を払わなくてはならないということでしょうか。	事業契約締結前に第6条第1項第1号ただし書各号の事由が生じたにも関わらず事業契約が締結される場合には、第9条に定める違約金を支払う必要はありません。第9条の違約金の支払いが発生するのは、事業契約締結後に第6条第1項第1号ただし書各号の事由が生じた場合に限るもののご理解ください。
216	基本協定書(案)	3	9条	1項 3項	—	違約金	「甲の請求に基づき、落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する額を違約金として」とありますが「違約金」は民法420条によれば損害賠償の予定として現実の損害の多少にかかわらず乙が請求を受けるものですが、第3項で「甲に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、甲はその超過分につき賠償を請求することができ」とあり、現実が発生した損害も課すものであり対等な当事者間の契約における違約金又は損害賠償の規定として乙に著しく不利なものといえます。違約金を落札金額の10分の1とするのはPFIの落札金額が長期間の事業を対象とする多額のものであり、これに基づく違約金額は甲の被る損害額と比較してあまりにも大きすぎる違約金額ではないでしょうか。違約金規定の削除か見直しが必要ではないでしょうか。	本項に定める違約金は、本事業契約の締結に際して、独占禁止法の関係規定を違反したこと等により発生するものです。かかる違法行為により本事業契約を締結した事業者に対して、必要以上に寛容な措置を講じる必要はないものと考えますので、基本協定書(案)のとおりとします。
217	落札者決定基準	4	3	1	(1)	入札価格の確認	市が本事業契約に関して設定した債務負担行為「4,862,000千円」から、消費税及び地方消費税を抜いた金額が入札予定価格であるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.32に対する回答をご参照ください。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
218	落札者決定基準	4	3	1	(4)	表2 提案書類の 確認内容	「事業計画の妥当性」として、⑦DSCR1.0以上が求められておりますが、本事業においては、サービス購入費Ⅱの支払いが完全平準化されている上に、大規模修繕の実施も要することから、年度によってはDSCRが1.0を下回るケースも十分に有り得るものと考えられます。ここでは、「事業期間中の平均DSCRが1.0以上」であれば確認項目を満足していると思なしていただけると解して宜しいでしょうか。	DSCRは各年度1.0以上としてください。
219	落札者決定基準	6	-	-	-	別表1 総合審査 (提案内容 評価)にお ける評価項 目及び配点	別表1に審査の配点が示されていますが、より詳細に審査項目、配点を公表される予定はございますでしょうか。別表1に示された配点をA～Dの4段階で得点化するのでしょうか。	より詳細な審査項目、配点を公表する予定はありません。なお、得点化については、別表1に示された配点をA～Dの4段階で得点化します。
220	様式集	全般	-	-	-	-	様式集では紙のサイズ・枚数・ポイント数は定められておりますが、フォント・余白や改行幅についての指定がありませんが、任意という判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	様式集	全般	-	-	-	-	様式集で問われている内容については多岐に渡っているため、よりわかりやすい説明を可能とするため補足資料の添付は可能でしょうか。	質問No.18に対する回答をご参照ください。
222	様式集	全般	-	-	-	-	各説明書は提出枚数に制限がありますが、参考資料等について制限以外と考えてよろしいでしょうか。	参考資料の添付が認められている様式に関しては、ご理解のとおりです。なお、質問No.18に対する回答もご参照ください。
223	様式集	4～9	2-1	～	2-6	-	入札参加資格審査等に関する提出書類について、設計企業、建設企業は本社所在地を記載し、代表者（社長）印を押印すれば良いのでしょうか。もしくは、市への入札参加資格審査申請時に届出している「契約を締結する営業所」の住所を記載し、その使用印を押印したら良いのでしょうか。	入札参加資格審査等に関する提出書類には、本社所在地を記載し、社印及び代表者（社長）印を押印してください。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
224	様式集	5,6	-	-	-	応募企業又は応募グループの構成員構成表、委任状	参加表明後、6月に代表者が変更となった場合、変更届を提出する必要がありますでしょうか。必要な場合、変更様式の指示をお願いいたします。	参加表明後、代表者が変更になった場合は市へ変更届を提出してください。届出の様式について、設計・建設企業と本市に登録がある維持管理・運営企業については、市が定める様式にて契約課宛に速やかに提出し、本市に登録がない維持管理・運営企業については、前述の様式に準じた様式を作成し、環境政策課宛に速やかに提出してください。
225	様式集	6-3-a,b	6	3	a,b	事業収支計画書	脚注に消費税を除いて計算となっていますが、消費税還付手続き如何によって建設期間中でも還付金を受け、借入金を減らす事も考えられコスト低減に繋がると考えますが、消費税を含むことの表記はいかがでしょうか。	提案上は消費税及び地方消費税を除いてください。
226	様式集	6-3-a,b	6	3	a,b	事業収支計画書	様式6-3-bのキャッシュフロー計画表の欄①営業活動によるキャッシュフローの項目に税引後利益とありますが、この数値は、様式6-3-aの予定損益計算書の税引後利益を引用するものと考えてよろしいでしょうか。もしそうであるなら、損益計算書はキャッシュベースで無いので(売上計上しても、入金は翌期になる)、実際のキャッシュ残高を表示しておりません。調整はどのようにしたらよろしいでしょうか。	実際のキャッシュの動きとは異なりますが、前段のご質問の理解(売上計上した期に入金されるものとする)でご提案ください。
227	様式集	6-3-a,b	6	3	a,b	事業収支計画書	様式6-3で規定されている事業収支計画書には、各年度の市の支出について、現在価値換算後の数値を記入する欄が設定されていません。記入欄が不足する場合は、様式に準じて追加して構わないとありますが、審査が行われる際、現在価値換算後のコストは評価の対象になるのでしょうか。市のお考えをお示しください。	本事業のサービス購入費は、(事業開始年度及び終了年度の半期のズレを考慮しなければ)毎年度同額であるため、本事業のコスト面での評価において現在価値換算前後で評価順が変動しないことから、現在価値換算前の金額で評価することとします。
228	様式集	6-3-a	6	3	a	市からの収入	サービス購入費Ⅰ、Ⅱの総計と様式6-4、6-5の総額(合計)と一致する必要がありますか。	サービス購入費Ⅰの総計は様式6-2の合計と一致する必要があります。様式6-2の元金の合計は、様式6-4の総額と一致する必要があります。なお、様式6-5は、修繕費を除く営業費用(維持管理・運営費用)の内訳書ですので、サービス購入費Ⅱの総計とは一致しません。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
229	様式集	6-3-a	6	3	a	営業費用	営業費用の項目の中で、修繕費だけ（様式6-6より）との記述がありますが、他の項目（労務費、委託費、消耗品費、水道光熱費、支払保険料）と（様式6-5）、との関連はありますでしょうか。	修繕費を除く営業費用（維持管理・運営費用）について様式6-5に内訳を記載していただき、修繕費については様式6-6に内訳を記載してください。
230	様式集	6-3-a	6	3	a	営業費用	営業費用の内、SPCの運営経費は一般管理費に計上すると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の運営経費の詳細が不明ですが、様式に示す「一般管理費」はあくまで例示ですので、記載項目・内容については事業者にてご判断ください。 また、原則として営業費用Aを人件費、営業費用Bを物件費としますが、SPC運営経費にかかる営業費用Aと営業費用Bの具体的な仕分けについては各応募者の判断とします。なお、提案時点での営業費用の分類が将来のサービス購入費の改定のベースとなりますので、その点にご留意ください。
231	様式集	6-3-a	6	3	a	営業費用	営業費用の項目のうち、繰延資産償却で償却の期間に制約は無いのでしょうか。	償却期間については商法上の定めに従って事業者にて任意に設定してください。なお、質問No.21に対する回答もご参照ください。
232	様式集	6-3-a	6	3	a	営業費用	SPCの運営経費は、営業費用Aの「一般管理費」として計上するという理解でよろしいでしょうか。その際、「一般管理費」は、維持管理運営費内訳書（様式6-5）の「その他」に計上するものと理解してよろしいでしょうか。	質問No.230に対する回答をご参照ください。
233	様式集	6-3-a	6	3	a	営業費用	予定損益計算書に営業費用Cとして「割賦原価」、「繰延資産」、予定貸借対照表に「流動資産」、「繰延資産」の記載があることを踏まえ、創業費・開業費（様式6-4に記載する金額）は繰延資産として計上・償却し、割賦原価としては計上・費用化しない（施設整備費のうち、創業費・開業費は割賦債権として考えない）ものと理解してよろしいでしょうか。	質問No.21に対する回答をご参照ください。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
234	様式集	6-3-a	6	3	a	予定損益計算書	<p>営業費用Aとして「一般管理費」が記載されていますが、具体的にはどのような経費を計上すればよろしいのでしょうか。</p> <p>※営業費用Aについては、入札説明書の10頁に「人件費的要素によって構成されるもの」という定義がありますが、SPC自体が直接従業員等を雇用する場合の「労務費」、外部に業務委託する場合の「委託費」以外に、人件費的要素によって構成される費用とは具体的にどのような経費を計上すればよろしいのでしょうか。</p>	様式に示す「一般管理費」はあくまで例示ですので、記載項目・内容については事業者にてご判断ください。
235	様式集	6-3-b	6	3	b	EIRR、DSCR	<p>事業者間の提案基準を統一するために、EIRR、DSCRの算定式ならびに記載基準（例：小数点第何位切り捨て）をご示唆ください。</p>	<p>EIRR は、元利返済後のキャッシュフローの資本金に対するIRRであり、下式</p> $\Sigma(\text{資本金}/(1+r)^{(N-1)})$ $= \Sigma(N\text{事業年度の元利金返済後キャッシュフロー}/(1+r)^{(N-1)})$ <p>を満たすrの値のことで、資本金には劣後ローン等の融資額は含まないものとします。</p> <p>DSCR は、各事業年度における返済前キャッシュフローの元利金に対する割合であり、下式</p> $\text{DSCR} = \text{返済前キャッシュフロー}/\text{借入金元利返済額}$ <p>によって算出するものとします。</p> <p>なお、値は小数点以下第4位を四捨五入して求めてください。</p>
236	様式集	6-3-b	6	3	b	脚注 共通事項6	<p>「維持管理運営費内訳書（様式6-5）との整合に留意」とありますが、事業収支計画書（様式6-3-a）の営業費用Aと営業費用B（修繕費除く）の合計額（年間）が、維持管理運営費内訳書（様式6-5）の総額（年間）と一致するという理解でよろしいのでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。様式6-5は営業費用A及び営業費用Bの内訳書ですので、各費用項目の内訳が確認できるような形式で記載してください（なお、内訳をどこまで記載するかについては事業者の判断としますが、必要に応じてヒアリングにて確認いたします。）。
237	様式集	6-4	6	4	-	施設整備費 内訳書	<p>建設工事費の区分の費目を詳細に提示をお願いします。（要求水準書10頁～13頁の区分を参考にすればよろしいでしょうか）</p>	費目の詳細は事業者の任意で設定してください。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
238	様式集	6-5	6	5	-	維持管理運営費内訳書	SPCの運営費、利益部分はその他の項目に計上すればいいのでしょうか。	様式に示す「その他」は例示ですので、記載項目・内容については事業者にてご判断ください。なお、様式 6-5 は営業費用の主要な項目の内訳を記載する様式です。また、SPC の利益の内訳を記載する必要はありません。
239	様式集	6-5	6	5	-	維持管理運営費内訳書	様式 6-5「維持管理運営費内訳書」の総額（事業期間合計）が、様式 6-3-a に記載させている「サービス購入費Ⅱ」の総計（事業期間合計）と一致するという解釈でよろしいでしょうか。その場合、SPC の運営経費や SPC の利益は、様式 6-5「維持管理運営費内訳書」の「その他」欄に記載すればよろしいのでしょうか。	様式 6-5 は、修繕費を除く営業費用（維持管理・運営費用）の内訳書ですので、サービス購入費Ⅱの総額とは一致しません。
240	様式集	6-5	6	5	-	維持管理運営費内訳書	維持管理運営費内訳書の費目の区分につきまして、たとえば清掃業務の一部を委託した場合、委託した全額を委託費に計上すればよいのか、あるいは委託費の内訳のうち労務費部分を算出して労務費として計上すればよいのか、如何でしょうか。	労務費・委託費の仕分けについては市として特に拘るものではありませんので、記載項目・内容については事業者にてご判断ください。また、原則として営業費用 A を人件費、営業費用 B を物件費としますが、営業費用 A と営業費用 B の具体的な仕分けについては各応募者の判断とします。なお、提案時点での営業費用の分類が将来のサービス購入費の改定のベースとなりますので、その点にご留意ください。
241	様式集	27	-	-	-	資金調達に関する提案書	出資金の表中にある「特記事項」には具体的にどのような内容を記載すればよろしいのでしょうか。	具体的な記載内容を想定しておりませんが、提案上記載しておくべきと事業者が考える事項につき記載してください。
242	様式集	27	-	-	-	資金調達に関する提案書	<添付資料> 提案内容を裏付けるための参考資料等の添付に制限はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、質問No.18 に対する回答もご参照ください。
243	様式集	-	-	-	-	-	風力・風向等の情報をご教示お願いします。	市は、事業場所における風力・風向等の情報について保有していません。 なお、ご質問の趣旨に沿うものか判りかねますが、資源化センターにおける測定結果（平成 7～8 年）では、一年を通して北西風が卓越しており、平均風速は 3.7m/s となっています。また、豊橋市統計書（平成 15 年版）には、気象概況として東松山町における平均風速、最多風向、最大風速のデータが記載されております。
244	実施方針	別添1-2	-	-	-	用地確保に係るリスク	地下埋設物に係る、工期遅れ、工費増額は市側のリスク負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	種別	ページ	項目			対象事項	質問	回答
245	実施方針	別添1 -3	-	-	-	井水の変動 リスク	入場者数変動による揚水増加は、市側のリスク負担と理解してよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨がわかりかねますが、市が提示した井水の条件については市が保証しますが、揚水量の増減にかかる増加費用等については事業者の負担となります。
246	実施方針等に関する質問に対する回答	1	No.2	-	-	選定事業者の収入	「サービス購入費の上限額等の公表については、検討中です」との回答でありました。公表いただきたく考えます。公表時期はいつ頃になりますでしょうか。	質問No.32に対する回答をご参照ください。
247	実施方針等に関する質問に対する回答	8	No.47	-	-	福祉プール	「介護が必要な障害者の利用に当たっては基本的に介護者の同伴を求める予定ですので、障害者対応として特別な人員を配する必要はありません。なお、詳細は入札公告時に提示します」と回答にありましたが、回答内容に変更は無いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	その他	-	-	-	-	-	開館後、施設より排出される産業廃棄物も事業者の負担にて処理との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。